

広島県告示第五百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年九月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域					
広島県福山市神辺町丁、同市神辺町岩田奥、同市神辺町小山、同市神辺町ナメラ谷、同市神辺町帰、同市神辺町丙及び同市神辺町川北地内	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示の	区域の表示及び法	
	ナメラ谷川（二二六）	土石流	次の図のとおり	ナメラ谷川（二二六）	土石流	次の図のとおり	区域の表示及び法
	岩田奥川（一二七隣一）	土石流	次の図のとおり	岩田奥川（一二七隣一）	土石流	次の図のとおり	区域の表示及び法
	岩田奥川（一二七隣二）	土石流	次の図のとおり	岩田奥川（一二七隣二）	土石流	次の図のとおり	区域の表示及び法
	岩田奥川（一二七隣三）	土石流	次の図のとおり	岩田奥川（一二七隣三）	土石流	次の図のとおり	区域の表示及び法
	岩田奥川（一二七隣四）	土石流	次の図のとおり				
	帰川（一二九隣一）	土石流	次の図のとおり	帰川（一二九隣一）	土石流	次の図のとおり	区域の表示及び法
	小山川（二四三隣一）	土石流	次の図のとおり	小山川（二四三隣一）	土石流	次の図のとおり	区域の表示及び法
	小山川（二四三隣二）	土石流	次の図のとおり	小山川（二四三隣二）	土石流	次の図のとおり	区域の表示及び法
	丁谷川（二四四隣一）	土石流	次の図のとおり	丁谷川（二四四隣一）	土石流	次の図のとおり	区域の表示及び法
長畦山川（一四五）	土石流	次の図のとおり					

長畦山川（ 一四五隣一 ）	土石流	次の図のとおり	長畦山川（ 一四五隣一 ）	土石流	次の図のとおり
長畦山川（ 一四五隣二 ）	土石流	次の図のとおり	長畦山川（ 一四五隣二 ）	土石流	次の図のとおり
長畦山川（ 一四五隣六 ）	土石流	次の図のとおり	長畦山川（ 一四五隣六 ）	土石流	次の図のとおり
丙谷川（八 四〇六）	土石流	次の図のとおり	丙谷川（八 四〇六）	土石流	次の図のとおり
吉野山川（ 一二八―一 ）	土石流	次の図のとおり	吉野山川（ 一二八―一 ）	土石流	次の図のとおり
吉野山川（ 一二八―二 ）	土石流	次の図のとおり	吉野山川（ 一二八―二 ）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。